

株式会社メディアハウスホールディングス 人材紹介サービス利用規約	
第1条	本規約 1. 人材紹介サービス利用規約（以下「本規約」という）は、申込者が、人材紹介に関する業務（詳細は第 2 条に定める。）を株式会社メディアハウスホールディングス（以下「MHHD」という）に委託し、MHHD がこれを受託する業務委託契約（以下「本契約」といいます。）について、その基本的事項を定めたものであり、申込者は、MHHD に当該業務を委託するに当たり、本規約の内容を理解し、これに従うことを承諾したものとみなされます。 2. 本規約のほか、MHHD が別途定める注意事項等がある場合は、当該注意事項等も本規約を構成する一部に含まれるものとする。
第2条	サービスの内容 1. MHHD は、申込者より明示された求人条件に該当すると思われる者のうち、申込者の求人に応募する意思がある者を申込者に紹介する。（以下、申込者に紹介した人材を「求職者」という） 2. MHHD は、有料職業紹介事業者として通常課される責任において、本契約の業務を誠実に遂行する。 3. 申込者は、MHHD が紹介した求職者につき、既に他の方法によって申込者に応募がなされていた場合、直ちにその旨を MHHD に通知するものとし、MHHD の紹介後、当該求職者より他の方法で申込者に応募がなされた場合は、MHHD の紹介による応募を優先して取り扱う。 4. 申込者は、本契約の有効期間を問わず、MHHD より求職者の紹介を受けた日から 12 か月を経過しない間は、MHHD に事前に通知することなく求職者と連絡を取らず、応募方法・職種・役職等を問わず、本規約による方法以外では当該求職者を採用しない。但し、MHHD の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合はこの限りではない。本条項に反して求職者を採用した場合は、申込者は第 4 条で定める報酬の 2 倍の紹介手数料を MHHD に支払う義務を負うものとする。 5. 申込者は、求職者が他の求人に対して応募することがあり、また、求職者が申込者への入職意思を表明したにもかかわらず申込者に入職しない場合があることを了解する。 6. 申込者は、MHHD より提出された求職者の履歴書、職務経歴書等の応募書類は、求職者の責任において作成されたものであり、同書類の記載内容につき、MHHD が責任を負わないことを了解する。
第3条	選考および採用の決定 1. 申込者は、求職者から任意の者を選び、申込者の判断に基づき選考の上、その採用の可否を判断する。 2. 申込者は、本条第一項に基づいて求職者の採用を決定した場合、求職者に対して所定の内定通知書（労働基準法第 15 条に基づく労働条件を明示したもの）、またはこれと同等の事項を記載した文書を交付し、MHHD にその副本もしくは写しを交付する。なお、申込者の事情により内定通知書を発行できない場合も、申込者は MHHD に対し、文書、ファクシミリ、または電子メールのいずれかの方法で、必ず当該求職者の採用を決定した事実を通知するものとする。 3. 申込者は、求職者の採用を決定した場合、MHHD に対し、採用決定者に関する事項（氏名、理論年収、入職予定日等）を遅滞なく通知し、報酬に関する事項（MHHD に支払う人材紹介手数料、請求日、入金日等）の確認を行うものとする。
第4条	報酬 1. 本業務の対価として、申込者が MHHD に支払う報酬は、次項に定める理論年収の 35% とする。 2. 理論年収とは、求職者の月例報酬の 12 ヶ月分および理論上の通年賞与の他、通勤交通費以外の一切の諸手当（所定外労働手当含む）、報奨金および一時金を合計した金額を言う。理論上の通年賞与は雇用契約時に予定された金額または前年度支給実績をベースとして算定した金額とする。 3. 申込者は、MHHD から紹介された求職者の採用を決定した場合、第 3 条 3 項に定める方法で報酬に関する事項の確認を行い、MHHD の請求に基づいて、本条 1 項に定める報酬を、求職者が申込者に入職する日の属する月の翌月末日までに、MHHD の定める金融機関の口座に振り込みにて支払うものとする。なお、振込手数料は申込者の負担とする。 4. 申込者が MHHD に対して負担する債務（報酬）の支払を遅延した場合、MHHD は、申込者が全ての債務を完済するまで、申込者との間で成立している本契約を含む全ての業務委託契約に基づく MHHD から申込者への全ての役務提供を中止することができるものとする。 5. 前項の場合、申込者は、MHHD に対し、MHHD から申込者への全ての役務提供が中止されたことを理由に、報酬の減額、損害賠償その他一切の請求を行うことができないものとする。
第5条	報酬の返還 1. 求職者が、申込者と雇用契約を締結した後、一定の期間内に退職、または本人の重大な過失の責により解雇となった場合（以下、「退職等」という）、MHHD は申込者からの請求により、雇用契約書に定められた雇用契約の開始日から退職等までの期間に応じて、4 条 3 項に基づき支払われた報酬の一部を以下の通り返還する。但し、退職等が申込者の提示した採用条件と実際の労働条件が異なるため等、申込者の責に帰すべき事由に起因する場合はこの限りではない。 （1） 1 か月未満の場合 80% （2） 3 か月未満の場合 50% （3） 6 か月未満の場合 10% 2. 報酬の返還に先立ち、申込者は MHHD 所定の退職等確認書を MHHD に提出するものとする。 3. 報酬の返還日は、求職者の退職日または解雇日の属する月の翌月末日とし、MHHD は申込者の指定する金融機関の口座に振り込みにて支払うものとする。なお、振込手数料は MHHD の負担とする。 4. 本条第 1 項により申込者が報酬の返還を受けた場合であっても、求職者が退職等の後 6 か月以内に申込者により再雇用された場合、理由の如何を問わず、当該求職者の雇用が継続していたとみなすものとする。この場合、申込者は返還を受けた報酬と同額を直ちに MHHD に再度支払うものとする。なお、振込手数料は申込者の負担とする。
第6条	求人条件等の提供 1. 申込者は、MHHD に対し、本業務に関する求人票作成のために必要な情報を提供し、当該情報が真正であることを保証する。 2. 申込者は、事前に開示・公開を希望しない旨を書面により明示した場合を除き、申込者が求人票に記載した求人条件および一般的に公開されている申込者の法人情報を、MHHD

が申込者に紹介するための候補者（以下、「候補者」という）を募集するために、MHHD のウェブサイト等を通じ開示・公開することに同意するものとする。	
3.	申込者は、求人に関する情報の変更・更新につき、遅滞なく MHHD に通知するものとする。また、申込者は、求人に関する情報についての MHHD による問合せに適切に対応することとする。
第7条	候補者及び求職者への開示・提供 1. 申込者は、第 6 条によって作成された求人票、および MHHD が独自に収集した申込者の法人情報を、本契約の履行に必要な範囲で、候補者及び求職者に対し提供することに予め同意するものとする。 2. 但し、営業秘密等、候補者、求職者および第三者に開示・提供されることにより、申込者の事業運営に深刻な影響を与える情報で、かつ申込者が候補者及び求職者への開示・提供を希望しない旨を事前に書面により明示した情報についてはこの限りではない。
第8条	機密情報・個人情報の取扱い 1. 申込者および MHHD は、本契約に関して知り得た相手方の機密に関する情報を、厳重かつ適正に管理するものとし、相手方の事前の同意無く第三者に開示・提供してはならない。 2. 申込者は、求職者の同意を得て MHHD より提供された求職者個人に関する情報（以下、「個人情報」という）を、その管理主体として厳重かつ適正に管理するものとし、求職者の事前の同意を得ることなく第三者に開示・提供し、または当該求人案件での採用・選考以外の目的で使用してはならない。 3. 申込者は、自己の採用活動に関連または付随する業務を第三者に委託する場合、十分な安全管理基準を満たす委託先を選定するとともに、当該委託先との間に個人情報の適正な取り扱いに関する規約を締結し、委託先の個人情報の取り扱いを厳正に監督するものとする。また、委託先の責に帰すべき事由により MHHD ならびに求職者に損害を与えた場合、申込者はその責任を負うものとする。
第9条	契約の解除 申込者および MHHD は、相手方が本契約に違反した場合や、本契約を継続し難い合理的な事由が生じた場合、本契約有効期間中においても相当な期間を定めて事前に相手方にその旨を通知することにより、本契約を解除することができる。
第10条	有効期間 1. 本契約の有効期間は、本契約の成立日から 1 年間とする。但し、期間満了日の 1 か月前までに申込者、MHHD 双方より何ら異議申し立ての無い場合、本契約は同一内容でさらに 1 年間有効とし、以降についても同様とする。 2. 本契約第 4 条、第 5 条、および第 8 条の規定は、本契約の終了後も有効に存続するものとする。
第11条	法令遵守 申込者および MHHD は、職業安定法等の職業紹介に関する法令、労働基準法等の労働関係に関する法令、個人情報保護法等の個人情報保護に関する法令、不正な競争の防止に関する法令、その他本規約に関連して適用される日本国法令ならびに監督官庁の指導等を遵守するものとする。
第12条	反社会的勢力に関する表明保証 1. 申込者および MHHD は、それぞれ相手方に対して、次の各号について表明し、保証する。 （1） 自己の代表者、役員、または実質的に経営に関与する者（以下「役員等」という。）が、暴力団、暴力団構成員、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋、社会運動・政治活動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる反社会的勢力（以下これらを総称して「反社会的勢力」という）ではなく、過去にも反社会的勢力でなかったこと、および今後もそのようなことはないこと （2） 自己の事業活動に対して、出資、融資、取引その他の関係を通じて反社会的勢力が支配的な影響力を持っていることはなく、また今後もそのようなことはないこと （3） 自己の経営に、反社会的勢力が直接的、間接的を問わず関与していないこと。また今後もそのようなことはないこと （4） 自己または第三者の不正の利益を図る目的、第三者に危害を加える目的をもって、不当に反社会的勢力を利用しないこと、および利用していると認められる行為を行わないこと。また今後もそのようなことはないこと （5） 自己または役員等が、反社会的勢力に対して資金等を提供する、便宜を供与する等の反社会的勢力の維持運営に協力する行為や、その活動を助長する行為を一切行わず、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を持たないこと。また今後もそのようなことはないこと 2. 申込者および MHHD は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことをそれぞれ相手方に対し確約する。 （1） 暴力的な要求行為 （2） 法的な責任を超えた不当な要求行為 （3） 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 （4） 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為 （5） その他前各号に準ずる行為 3. 申込者および MHHD は、相手方が第 1 項および前項に違反し、または第 1 項につき虚偽の申告をしたことが判明した場合は、何ら催告なしに直ちに本契約を解除することができるものとし、あわせてこれにより被った損害の賠償を請求することができるものとする。 4. 前項より本契約を解除した当事者は、相手方に対して、その名目の如何を問わず損害賠償責任を負わないものとする。
第 13 条	専属的合意管轄裁判所 本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
第 14 条	その他 申込者および MHHD は、本契約に定めのない事項、および新たに疑義が生じた場合には、都度誠実に協議の上、その取扱いを決定するものとする。